

ELEC同友会英語教育学会倫理規定

(目的)

第1条 この倫理規定はELEC同友会英語教育学会（以下「同友会」という）における倫理違反防止のための措置、及び、倫理違反に起因する問題が生じた場合に対応するための措置についての必要な事項を定めることにより、同友会の会員に対し、基本的人権、及び、公正で快適な環境の下での研究活動の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「倫理違反」とは下記のものをいう。

- ①法令に反する行為
- ②パワーハラスメント行為（同友会内外の地位や立場を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または同友会の活動の環境を悪化させる行為）
- ③アカデミックハラスメント行為（同友会内外の地位や権限を背景に、教育研究上の不適切な言動を行う、または同友会の活動の環境を悪化させる行為）
- ④セクシャルハラスメント行為（相手の意に反する性的な言動で、他の者に不快感その他の不利益を与える、または同友会の活動の環境を悪化させる行為）

(相談受付窓口)

第3条 倫理違反に関する相談受付窓口は理事とする。

(倫理委員会)

第4条 会員から倫理違反の訴えがあった場合、倫理違反の問題解決にあたるため、倫理委員会を設置する。

第5条 (1) 倫理委員会は、会長、副会長、理事長、事務局長、顧問からなるものとする。

(2) 倫理委員会の委員長は会長とし、委員会を招集し、その議長となる。

(3) 倫理委員会は倫理委員会が必要と認める者を臨時に委員に委嘱することができる。

第6条 (1) 倫理委員会は、通告者、または、当事者からの申し立て事項についての事実確認及び事実調査を行い、その調査結果及び対応方法について理事会に報告するものとする。

(2) 倫理委員会は、必要に応じて通告者、または、当事者を倫理委員会に出席を求め、事情を聴取することができる。出席・事情聴取の要請を受けた者は、事情聴取に応じ、また、意見の陳述、または、弁明をすることができる。

(3) 倫理委員会は、必要により、申し立て事項に関する同友会外の専門家の意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 この規定に関わる委員、その他、手続きにおいて関係する者は、関係者の名誉、及び、プライバシーの保護のために、職務上知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議を経て、会長が決定する。

<附則> この規定は、2016年4月1日から施行する。

規定改定：2019年8月25日